

令和6年2月市議会 教育厚生委員会資料

第31号議案 長崎市介護保険条例の一部を改正する条例

目 次

1 条例改正の概要

(1) 令和6年度介護保険制度改正の主な概要 P 2

(2) 第9期（令和6年度～令和8年度）介護保険料の設定 P 3～11

2 新旧対照表 P12～17

3 長崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画【概要】 P18～25

福 祉 部

令和6年2月

1 条例改正の概要

(1) 令和6年度介護保険制度改正の主な概要

○第1号被保険者に係る保険料負担の在り方の見直し（施行時期：令和6年4月）

介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、今後の介護給付費の増加を見据え、第1号被保険者間での所得再分配機能を強化することで、低所得者の保険料上昇の抑制を図る。

・第1号被保険者の保険料所得段階の見直し

標準9段階から13段階に多段階化

⇒高所得者の所得段階が細分化され、9段階で基準額の1.7倍に設定している保険料を、所得に応じて1.9倍～2.4倍に引き上げる一方、低所得者の負担を軽減する。

現行	段階	1	2	3	4	5 (基準)	6	7	8	9			
	乗率	0.3	0.5	0.7	0.9	1.0	1.2	1.3	1.5	1.7			

負担減

改正後	段階	1	2	3	4	5 (基準)	6	7	8	9	10	11	12	13
	乗率	0.285	0.485	0.685	0.9	1.0	1.2	1.3	1.5	1.7	1.9	2.1	2.3	2.4

負担増

※介護保険料は、基準額（第5段階）に、各段階における乗率を乗じた金額となる。

○介護報酬の改定（施行時期：令和6年4月及び6月）

介護報酬（事業者が介護サービスを提供した際に支払われるサービス費用）について、人口構造や社会経済状況の変化を踏まえ、「地域包括ケアシステムの深化・推進」「自立支援・重度化防止に向けた対応」「良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり」「制度の安定性・持続可能性の確保」を基本的な視点として、改定を実施。

・介護報酬改定率 +1.59%

（内訳）

介護職員の処遇改善分 +0.98%

その他の改定率（※） +0.61%

※介護職員以外の処遇改善等

(2) 第9期（令和6年度～令和8年度）介護保険料の設定

ア 改正理由

市町村は、介護保険法第117条に基づき、3年ごとに介護保険事業計画（以下「事業計画」という。）を策定することとなっており、第9期（令和6年度～令和8年度）事業計画の策定に伴い、事業計画において見込んだ保険給付費等を基に、令和6年度から令和8年度までの3か年の保険料基準額及び所得段階を設定する。

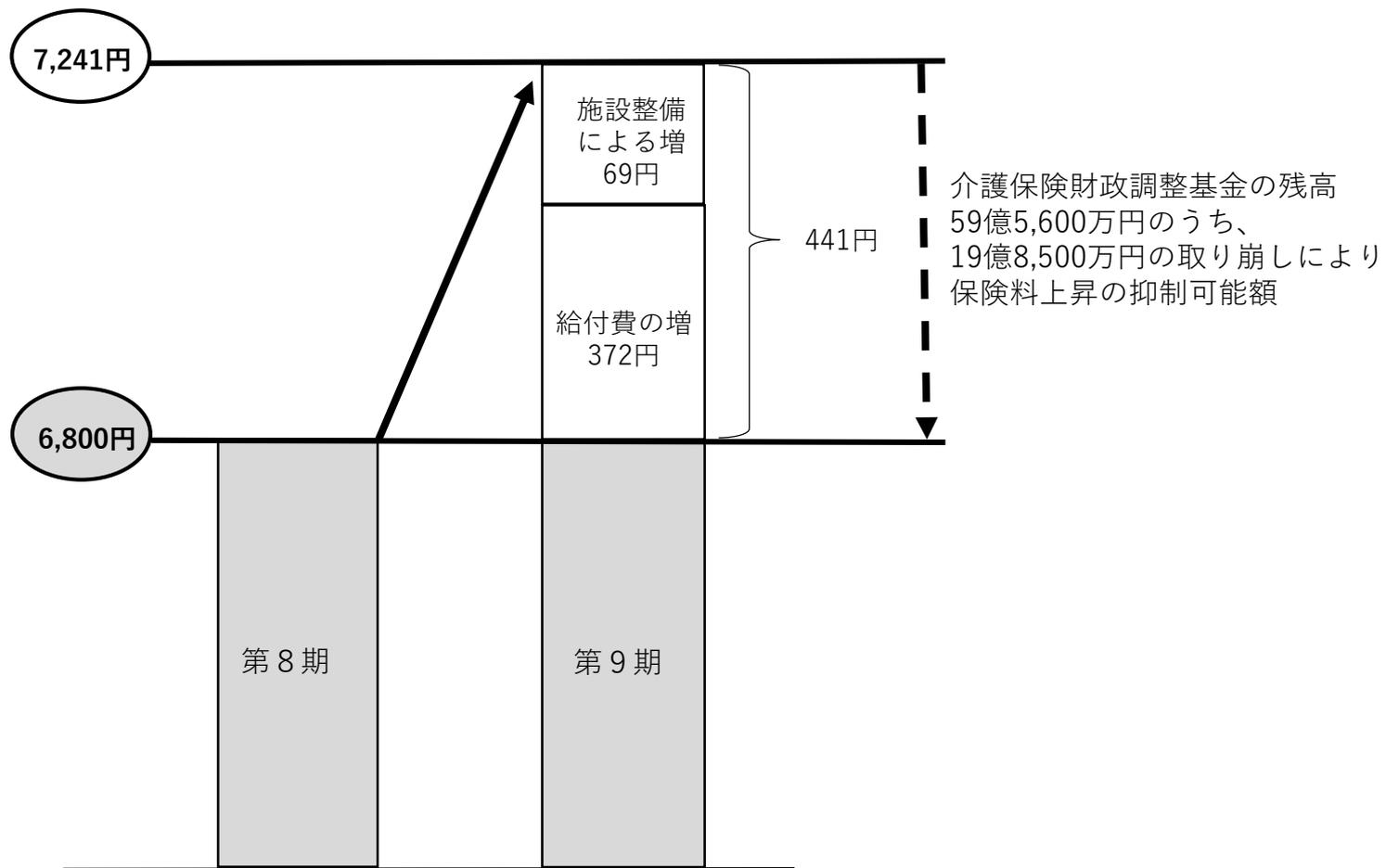
イ 保険給付費の財源構成

国		財政調整 交付金 5%相当	県		市 12.5%	支払基金交付金 (第2号被保険者保険料) (40～64歳) 27%	第1号被保険者保険料 (65歳以上) 23% ※今回設定分		
施設等分	15%		施設等分	17.5%					
その他分	20%	その他分	12.5%						
公費（税金）				50%	保険料				50%

ウ 介護保険料基準額の計算式

$$\begin{array}{l}
 \boxed{\text{保険料基準額（年額）}} = \boxed{\text{3年間の保険料賦課総額}} \div \boxed{\text{補正第1号被保険者数}} \\
 \text{（所得段階ごとに被保険者数と基準額} \\
 \text{に対する掛け率を乗じた数の合計）} \\
 \\
 \boxed{\text{3年間の保険料賦課総額}} = \boxed{\text{3年間の給付費等の見込額}} - \boxed{\text{3年間の国県市負担金等の見込額}} \\
 \text{A} \\
 \\
 \boxed{\text{A}} = \boxed{\text{予定保険料収納率}} \\
 \text{（収納保険料見込額} \div \text{賦課保険料総額）}
 \end{array}$$

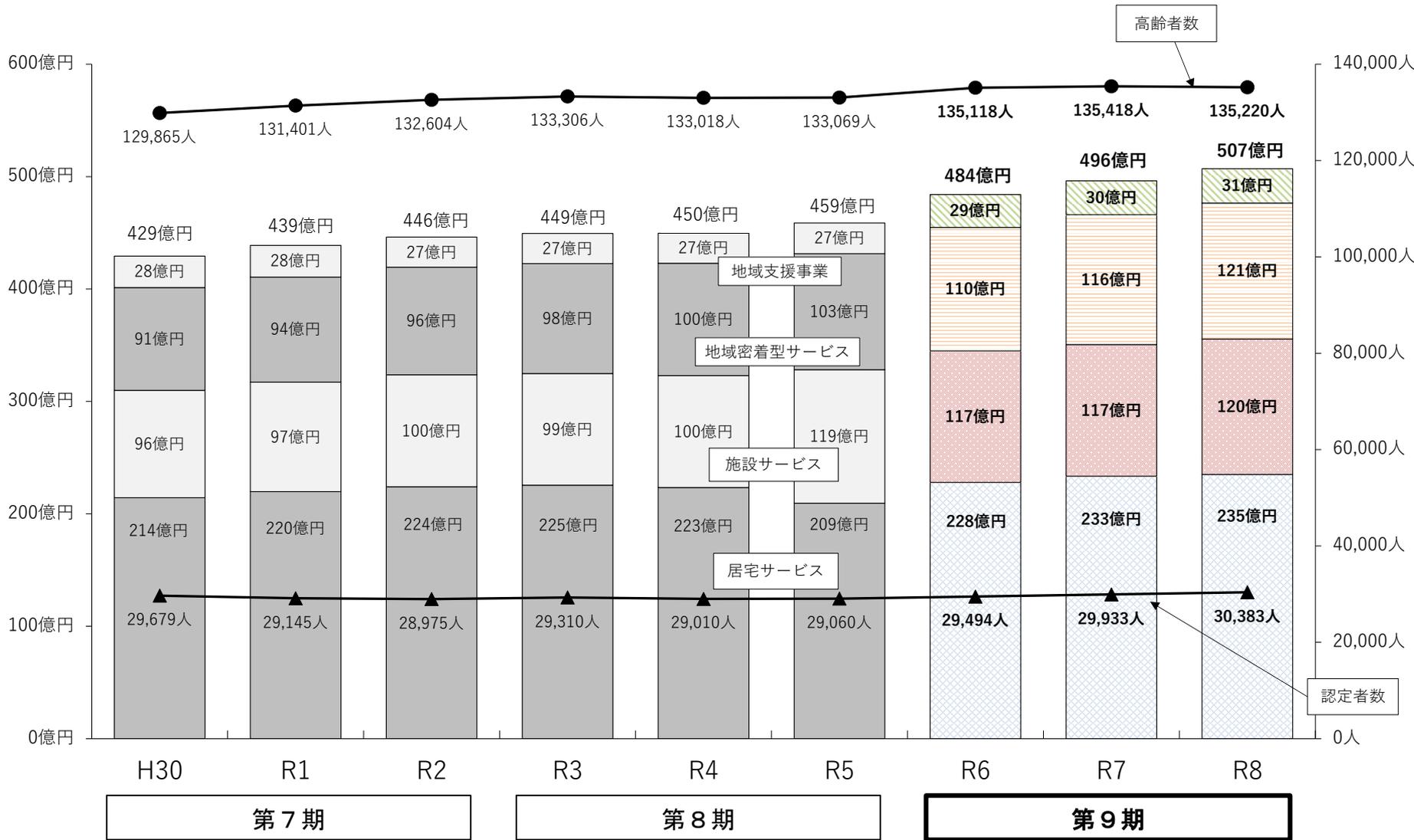
エ 介護保険料基準額（月額）の増減に関する内訳



オ 介護保険料の推移と基金の状況

介護保険事業 計画期間	年度	介護保険料 基準月額	増減額	基金積立金	利子積立金	基金取崩額	期末残高
第1期	H12～14	2,954円	—	523,169,636円	255,347円	422,962,946円	100,462,037円
第2期	H15～17	3,379円	425円	214,811,093円	290,184円	—	315,563,314円
第3期	H18～20	4,957円	1,578円	808,967,018円	4,074,722円	—	1,128,605,054円
第4期	H21～23	4,957円	—	521,920,563円	11,261,786円	559,811,739円	1,101,975,664円
第5期	H24～26	5,492円	535円	112,778,937円	3,695,486円	1,000,617,988円	217,832,099円
第6期	H27～29	6,083円	591円	635,474,676円	1,047,643円	27,656,876円	826,697,542円
第7期	H30～R2	6,800円	717円	2,179,382,678円	595,653円	—	3,006,675,873円
第8期	R3～5 (R5は決算見込)	6,800円	—	2,923,884,710円	25,175,933円	—	5,955,736,516円
第9期 (推計)	R6～8	6,800円	—	—	—	1,985,000,000円	3,970,736,516円

カ 保険給付費等の伸びと見込み



	第7期（実績）					保険料（基準月額）	増加率
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	計	増加率		
保険給付費等の合計	42,930,711千円	43,883,466千円	44,618,742千円	131,432,920千円	6.2%	6,800円	
地域支援事業	2,801,710千円	2,819,376千円	2,678,278千円	8,299,364千円	136.5%		
地域密着型サービス	9,141,900千円	9,353,424千円	9,567,944千円	28,063,268千円	23.0%		
施設サービス	9,555,275千円	9,737,864千円	9,961,669千円	29,254,808千円	0.9%		
居宅サービス	21,431,826千円	21,972,802千円	22,410,851千円	65,815,479千円	▲3.8%		
保険給付費等の伸び率		2.2%	1.7%				
第1号被保険者数(A)	131,802人	133,476人	134,705人	399,983人	4.7%		
要介護認定者数(B)	29,679人	29,145人	28,975人	87,799人	▲2.1%		
認定率(B/A)	24.0%	23.5%	22.9%	22.0%			
認定者数の伸び率		▲1.8%	▲0.6%				

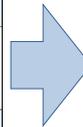
	第8期（R3.4は実績、R5は見込み）					保険料（基準月額）	増加率
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	計	増加率		
保険給付費等の合計	44,944,902千円	44,964,187千円	45,872,180千円	135,781,269千円	3.3%	6,800円	0.0%
地域支援事業	2,680,202千円	2,669,531千円	2,724,234千円	8,073,967千円	▲2.7%		
地域密着型サービス	9,785,049千円	9,988,668千円	10,320,213千円	30,093,930千円	7.2%		
施設サービス	9,930,589千円	9,959,584千円	11,883,202千円	31,773,375千円	8.6%		
居宅サービス	22,549,062千円	22,346,404千円	20,944,531千円	65,839,997千円	0.0%		
保険給付費等の伸び率	0.7%	0.0%	2.0%				
第1号被保険者数(A)	135,484人	135,287人	135,451人	406,222人	1.6%		
要介護認定者数(B)	29,310人	29,010人	29,060人	87,380人	▲0.5%		
認定率(B/A)	21.6%	21.4%	21.5%	21.5%			
認定者数の伸び率	1.2%	▲1.0%	0.2%				

	第9期（推計）					保険料（基準月額）	増加率
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計	増加率		
保険給付費等の合計	48,402,012千円	49,626,930千円	50,705,445千円	148,734,387千円	9.5%	6,800円	0.0%
地域支援事業	2,914,096千円	3,015,296千円	3,063,607千円	8,992,999千円	11.4%		
地域密着型サービス	10,984,044千円	11,550,002千円	12,092,988千円	34,627,034千円	15.1%		
施設サービス	11,703,055千円	11,717,864千円	12,036,154千円	35,457,073千円	11.6%		
居宅サービス	22,800,817千円	23,343,768千円	23,512,696千円	69,657,281千円	5.8%		
保険給付費等の伸び率	5.5%	2.5%	2.2%				
第1号被保険者数(A)	135,118人	135,418人	135,220人	405,756人	▲0.1%		
要介護認定者数(B)	29,494人	29,933人	30,383人	89,810人	2.8%		
認定率(B/A)	21.8%	22.1%	22.5%	22.1%			
認定者数の伸び率	1.5%	1.5%	1.5%				

キ 改正内容（所得段階別保険料）

【第8期（R3～5）介護保険料】

所得段階	対象者			保険料	
	要件	人数 (3か年度平均)	構成率	掛け率 (対基準額)	年額
第1段階	生活保護受給者等 世帯非課税で、かつ本人の前年中の課税年金 収入額等の合計額が80万円以下	31,588人	23.3%	0.3	24,500円
第2段階	世帯非課税で、かつ本人の前年中の課税年金 収入額等が80万円超120万円以下	13,079人	9.7%	0.5	40,800円
第3段階	世帯非課税で、かつ本人の前年中の課税年金 収入額等が120万円超	11,977人	8.8%	0.7	57,200円
第4段階	本人非課税だが他の世帯員の誰かが課税で、 かつ本人の前年中の課税年金収入額等が 80万円以下	14,936人	11.0%	0.91	74,200円
第5段階 (基準)	本人非課税だが他の世帯員の誰かが課税で、 かつ本人の前年中の課税年金収入額等が 80万円超	13,559人	10.0%	基準額 (月額)	81,600円 (6,800円)
第6段階	本人課税で、かつ前年中の合計所得金額が 120万円未満	18,475人	13.6%	1.16	94,600円
第7段階	本人課税で、かつ前年中の合計所得金額が 120万円以上210万円未満	18,491人	13.7%	1.25	102,000円
第8段階	本人課税で、かつ前年中の合計所得金額が 210万円以上320万円未満	6,771人	5.0%	1.5	122,400円
第9段階	本人課税で、かつ前年中の合計所得金額が 320万円以上400万円未満	2,101人	1.6%	1.75	142,800円
第10段階	本人課税で、かつ前年中の合計所得金額が 400万円以上	4,434人	3.3%	2.0	163,200円
計		135,411人	100.0%		



【第9期（R6～8）介護保険料（案）】

所得段階	対象者			保険料		増減額(年)
	要件	人数 (3か年度平均)	構成率	掛け率 (対基準額)	年額	
第1段階	同左	31,635人	23.4%	0.285	23,300円	▲1,200円
第2段階	同左	13,958人	10.3%	0.485	39,600円	▲1,200円
第3段階	同左	12,619人	9.3%	0.685	55,900円	▲1,300円
第4段階	同左	13,782人	10.2%	0.9	73,400円	▲800円
第5段階 (基準)	同左	13,958人	10.3%	基準額 (月額)	81,600円 (6,800円)	—
第6段階	同左	18,827人	13.9%	1.2	97,900円	3,300円
第7段階	同左	17,867人	13.2%	1.3	106,000円	4,000円
第8段階	同左	6,384人	4.7%	1.5	122,400円	—
第9段階	本人課税で、かつ前年中の合計 所得金額が320万円以上 420万円未満	2,231人	1.6%	1.7	138,700円	▲4,100円
第10段階	本人課税で、かつ前年中の合計 所得金額が420万円以上 520万円未満	1,123人	0.8%	1.9	155,000円	▲8,200円
第11段階	本人課税で、かつ前年中の合計 所得金額が520万円以上 620万円未満	622人	0.5%	2.1	171,300円	8,100円
第12段階	本人課税で、かつ前年中の合計 所得金額が620万円以上 720万円未満	419人	0.3%	2.3	187,600円	24,400円
第13段階	本人課税で、かつ前年中の合計 所得金額が720万円以上	1,826人	1.3%	2.4	195,800円	32,600円
計		135,251人	100.0%			

ク 他都市の状況

(ア) 中核市

	第8期保険料			第9期保険料見込額(※1)					高齢者一人当たり 給付費(※2)	
	基準額(月額)	順位	段階数	基準額(月額)	順位	改定額	改定率	段階数		順位
A	6,609円	8	14	7,495円	1	886円	13.4%	18	333,410円	4
B	6,390円	17	18	7,110円	2	720円	11.3%	18	285,084円	35
C	6,367円	18	18	6,998円	3	631円	9.9%	18	327,938円	5
D	6,199円	28	12	6,992円	4	793円	12.8%	13	284,823円	37
E	6,679円	5	13	6,953円	5	274円	4.1%	13	326,290円	7
F	6,700円	4	13	6,900円	6	200円	3.0%	13	323,359円	9
G	6,876円	2	14	6,876円	7	0円	0.0%	16	298,268円	25
長崎市	6,800円	3	10	6,800円	8	0円	0.0%	13	311,541円	16
H	6,600円	9	11	6,800円	8	200円	3.0%	15	321,547円	10
I	6,650円	6	13	6,650円	10	0円	0.0%	13	317,897円	12
⋮										
P	6,000円	35	13	5,800円	45	▲200円	▲3.3%	15	286,792円	34
Q	5,800円	46	9	5,800円	45	0円	0.0%	13	290,618円	30
R	5,600円	52	18	5,800円	45	200円	3.6%	18	231,545円	58
S	5,641円	51	12	5,735円	48	94円	1.7%	13	238,246円	56
T	6,350円	20	13	5,715円	49	▲635円	▲10.0%	13	282,417円	38
U	5,700円	49	14	5,700円	50	0円	0.0%	16	228,241円	60
V	5,670円	50	11	5,670円	51	0円	0.0%	13	268,617円	51
W	5,500円	56	13	5,500円	52	0円	0.0%	13	270,674円	48
X	5,500円	56	12	5,500円	52	0円	0.0%	16	268,273円	52
Y	5,500円	56	13	5,300円	54	▲200円	▲3.6%	13	224,792円	61
Z	4,990円	62	12	4,930円	55	▲60円	▲1.2%	15	217,927円	62
中核市平均	6,096円			6,293円		204円			288,905円	

※1 第9期保険料見込額は、令和6年1月15日現在。なお、未回答市を除く。

※2 高齢者一人当たり給付費は、中核市市長会 令和4年度都市要覧のデータを用いて算出。

※3 中核市 62市(令和6年1月15日現在)

(イ) 九州県庁所在都市

	第8期保険料		第9期保険料見込額		
	基準額 (月額)	順位	基準額 (月額)	順位	改定率
a	6,199円	6	6,992円	1	12.8%
b	6,225円	5	6,899円	2	10.8%
c	6,876円	1	6,876円	3	0.0%
長崎市	6,800円	2	6,800円	4	0.0%
d	6,400円	3	6,400円	5	0.0%
e	6,150円	7	6,300円	6	2.4%
f	6,241円	4	6,241円	7	0.0%
g	5,960円	8	5,960円	8	0.0%
平均	6,356円		6,581円		

※1 第9期保険料見込額は、令和6年2月14日現在。

(ウ) 長崎県内

	第 8 期保険料		第 9 期保険料見込額		
	基準額 (月額)	順位	基準額 (月額)	順位	改定率
長崎市	6,800円	1	6,800円	1	0.0%
①	6,660円	2	6,780円	2	1.8%
②	6,400円	5	6,500円	3	1.6%
③	6,490円	4	6,490円	4	0.0%
④	6,500円	3	6,300円	5	▲3.1%
⑤	5,970円	6	5,970円	6	0.0%
⑥	5,925円	7	5,925円	7	0.0%
⑦	5,822円	9	5,817円	8	▲0.1%
⑧	5,800円	10	5,800円	9	0.0%
⑨	5,875円	8	5,508円	10	▲6.2%
⑩	5,700円	11	5,500円	11	▲3.5%
⑪	5,300円	12	5,300円	12	0.0%
⑫	5,250円	13	検討中	—	—
平均	6,038円		6,147円		

※ 1 第 9 期保険料見込額は、令和 6 年 2 月 14 日現在。

2 新旧対照表

改正案	現行
<p>○長崎市介護保険条例</p> <p style="text-align: right;">平成12年3月13日 条例第1号</p> <p>第1条～第4条 [略]</p> <p>(保険料率)</p> <p>第5条 <u>令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「<u>令</u>」という。）<u>第38条第1項第1号</u>に掲げる者 <u>37, 100円</u></p> <p>(2) <u>令第38条第1項第2号</u>に掲げる者 <u>55, 800円</u></p> <p>(3) <u>令第38条第1項第3号</u>に掲げる者 <u>56, 300円</u></p> <p>(4) <u>令第38条第1項第4号</u>に掲げる者 <u>73, 400円</u></p> <p>(5) <u>令第38条第1項第5号</u>に掲げる者 <u>81, 600円</u></p> <p>(6) <u>令第38条第1項第6号</u>に掲げる者 <u>97, 900円</u></p>	<p>○長崎市介護保険条例</p> <p style="text-align: right;">平成12年3月13日 条例第1号</p> <p>第1条～第4条 [略]</p> <p>(保険料率)</p> <p>第5条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「<u>政令</u>」という。）<u>第39条第1項第1号</u>に掲げる者 <u>24, 500円</u></p> <p>(2) <u>政令第39条第1項第2号</u>に掲げる者 <u>40, 800円</u></p> <p>(3) <u>政令第39条第1項第3号</u>に掲げる者 <u>57, 200円</u></p> <p>(4) <u>政令第39条第1項第4号</u>に掲げる者 <u>74, 200円</u></p> <p>(5) <u>政令第39条第1項第5号</u>に掲げる者 <u>81, 600円</u></p> <p>(6) <u>次のいずれかに該当する者</u> <u>94, 600円</u></p>

改正案	現行
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>ア 合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下この条において同じ。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下この条において同じ。）であつて、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護（同法第2条に規定する保護をいう。以下この条において同じ。）を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ又は第9号イに該当する者を除く。）</u></p>

改正案	現行
<p>(7) <u>令第38条第1項第7号に掲げる者</u> <u>106,000円</u> <u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>102,000円</u> <u>ア 合計所得金額が210万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u> <u>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。））、次号イ又は第9号イに該当する者を除く。）</u></p>
<p>(8) <u>令第38条第1項第8号に掲げる者</u> <u>122,400円</u> <u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>122,400円</u> <u>ア 合計所得金額が320万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u> <u>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。））又は次号イに該当する者を除く。）</u></p>
<p>(9) <u>令第38条第1項第9号に掲げる者</u> <u>138,700円</u> <u>(削除)</u></p>	<p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>142,800円</u> <u>ア 合計所得金額が400万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p>

改正案	現行
<p><u>(削除)</u></p> <p>(10) <u>令第38条第1項第10号に掲げる者 155,000円</u></p> <p>(11) <u>令第38条第1項第11号に掲げる者 171,300円</u></p> <p>(12) <u>令第38条第1項第12号に掲げる者 187,600円</u></p> <p>(13) <u>令第38条第1項第13号に掲げる者 195,800円</u></p> <p><u>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、23,300円とする。</u></p>	<p><u>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）</u></p> <p><u>(10)前各号のいずれにも該当しない者 163,200円</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

改正案	現行
<p>3 <u>前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「23,300円」とあるのは、「39,600円」とする。</u></p> <p>4 <u>第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「23,300円」とあるのは「55,900円」とする。</u></p> <p>第6条 [略] (賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)</p> <p>第7条 [略] 2 [略]</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第6条 [略] (賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)</p> <p>第7条 [略] 2 [略]</p>

改正案	現行
<p>3 保険料の賦課期日後に<u>令第38条第1項第1号イ</u>（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至つた者及び（1）に係る者を除く。）、<u>口若しくは二、第2号口、第3号口、第4号口、第5号口、第6号口、第7号口、第8号口、第9号口、第10号口、第11号口又は第12号口</u>に該当するに至つた第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至つた日の属する月の前月まで月割により算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額及び当該該当するに至つた日の属する月から<u>令第38条第1項第1号から第12号までのいずれかに規定する者として月割により算定した保険料の額の合算額とする。</u></p> <p>4 [略]</p> <p>第8条～第17条 [略]</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第13条 [略]</p>	<p>3 保険料の賦課期日後に<u>政令第39条第1項第1号イ</u>（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至つた者及び（1）に係る者を除く。）、<u>口若しくは二、第2号口、第3号口、第4号口、第5号口、第6号口、第7号口又は第8号口</u>に該当するに至つた第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至つた日の属する月の前月まで月割により算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額及び当該該当するに至つた日の属する月から<u>政令第39条第1項第1号から第8号までのいずれかに規定する者として月割により算定した保険料の額の合算額とする。</u></p> <p>4 [略]</p> <p>第8条～第17条 [略]</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第13条 [略]</p>

3 長崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画【概要】

(1) 概要

老人福祉法に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法に基づく「市町村介護保険事業計画」を、「長崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」として一体的に策定します。計画期間（第9期）は令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

高齢者保健福祉計画

- ◇ 地域包括ケアシステムの深化・推進
- ◇ 介護保険対象外サービス・事業の整備
- ◇ 高齢者保健福祉サービスの全体調整 等

介護保険 事業計画

- ◇ 介護保険対象サービスの量の見込み
- ◇ 介護保険対象サービスの確保のための方策
- ◇ 介護保険事業の円滑な実施のための体制づくり 等

(2) 趣旨

高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を深化・推進するとともに、制度の持続可能性を維持するために地域の課題を分析してサービス提供体制等を構築することや、高齢者になるべく要介護状態とならずに自立した生活を送っていただくための取組みをすすめることが重要となっている状況を踏まえ、「長崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定します。

なお、計画の策定にあたっては、高齢者の福祉に関する事項を調査審議する「長崎市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会」において審議を行いました。

(3) 国の基本指針における基本的な考え方及び見直しのポイント

ア 基本的な考え方

- (ア) 次期計画期間中には、団塊の世代が全員75歳以上となる2025年（令和7年）を迎えることになる。
- (イ) 高齢者人口がピークを迎える2040年（令和22年）を見通すと、85歳以上人口が急増し、要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれている。

イ 見直しのポイント

- (ア) 介護サービス基盤の計画的な整備（小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及）
- (イ) 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組
- (ウ) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

(4) 高齢者の状況

ア 高齢者の区分ごとの推移と推計



イ 高齢者数、認定者数、認知症高齢者数の推移と推計

	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
高齢者数 ①	133,018	133,069	135,118	135,418	135,220
認定者数 ②	29,010	29,060	29,494	29,933	30,383
認知症高齢者数③	17,458	17,384	18,110	18,500	18,749
③が高齢者数に占める割合 ③/①	13.1%	13.1%	13.4%	13.7%	13.9%
③が認定者数に占める割合 ③/②	60.2%	59.8%	61.4%	61.8%	61.7%

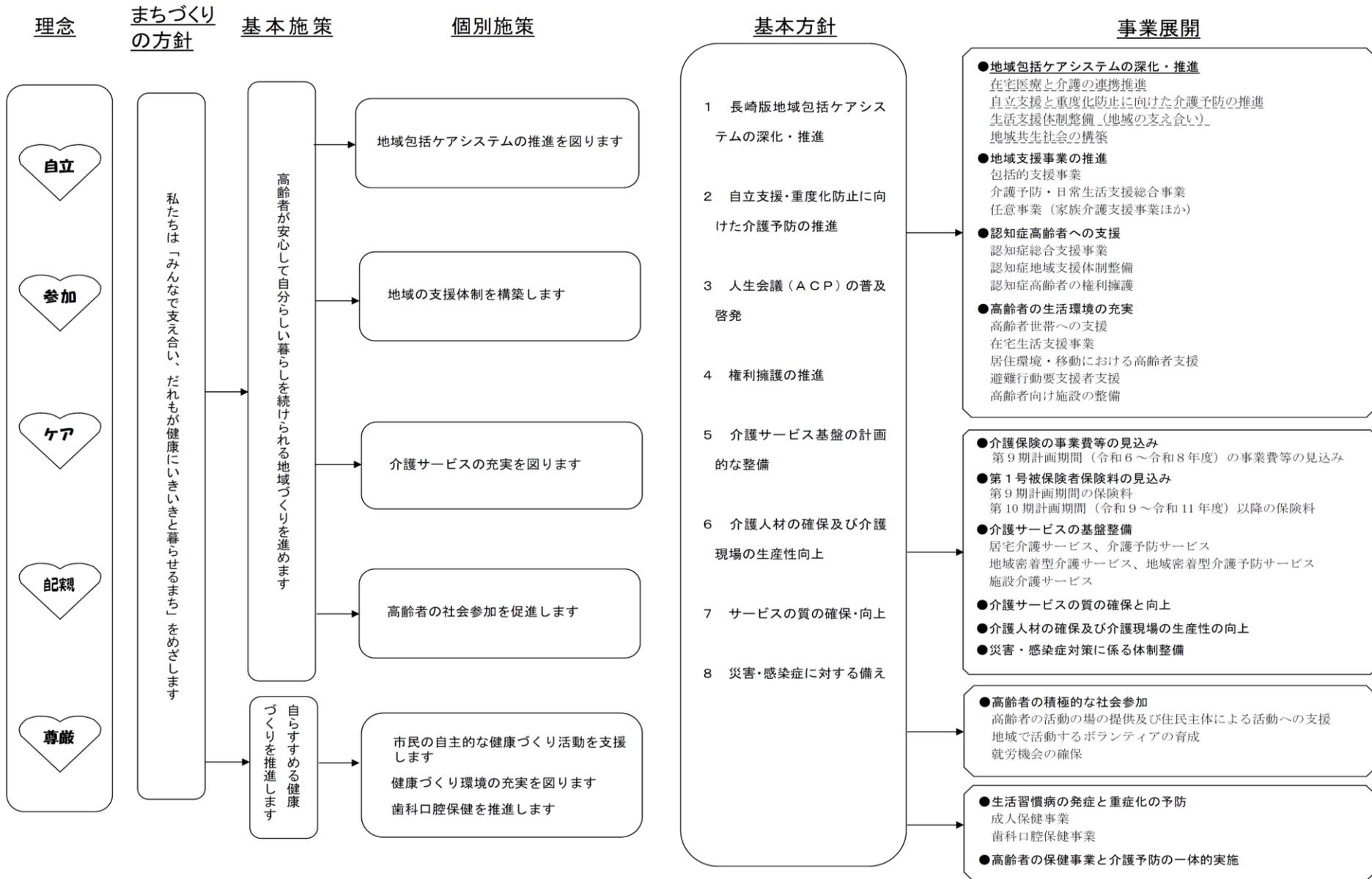
※ 令和4及び5年の人数は10月1日現在の数値。

令和6年以降は推計値

※ 認定者数は第1号被保険者

※ 認知症高齢者は、認知症高齢者日常生活自立度がⅡ以上の第1号被保険者の数

(5) 高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の体系図



(6) 介護保険事業の運営にあたっての基本方針

長崎市では、団塊の世代が後期高齢者（75歳以上）となる2025年（令和7年）には高齢者人口はピークを迎えることが推測されます。また、2035年（令和17年）には、後期高齢者人口がピークとなることが見込まれており、さらに、生産年齢人口が減少していく中で、2040年（令和22年）には団塊ジュニア世代が65歳以上となります。この超高齢社会に対応していくためには、高齢・障害・子育て・生活困窮等の制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域の多様な主体がつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現に向けた取組みを進めていく必要があります。そのような状況も見据え、高齢者が住み慣れた地域でそれぞれの状態に応じ、自立した日常生活を送れるよう、地域の実情に合った医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援が包括的に確保される「長崎版地域包括ケアシステム」を深化・推進し、長崎県医療計画とも整合性を図りつつ、介護保険制度の持続性を確保するため、次の8点を基本方針として、事業の円滑な運営に努めます。

ア 長崎版地域包括ケアシステムの深化・推進

地域共生社会の実現に向けて取り組む中で、高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムは、中核的な基盤であることから、地域の実情に応じて、医療、介護、介護予防、生活支援、住まいが包括的に確保される地域包括ケアシステムの深化・推進を図り、高齢者を地域全体で支えるための各種取組みを推進します。

イ 自立支援・重度化防止に向けた介護予防の推進

高齢者の心身機能の維持・改善、日常生活の活動の向上、社会参加の促進により高齢者自身の生きがいや自己実現の取組みを支援し、生活の質を向上させるにあたり、地域支援事業において、リハビリテーション専門職をはじめ幅広い支援関係者と連携した地域における個々の状態に応じた切れ目のない支援により自立支援・重度化防止に取り組みます。

なお、介護予防・日常生活支援総合事業においては、運動・栄養・口腔の複合的なプログラムによる機能改善と多様な形態の事業所の参画を進めるとともに、効果的・効率的な事業運用に向け関係機関と協議し取り組みます。併せて、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を図っていきます。

ウ 人生会議（ACP）の普及啓発

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう、人生会議（ACP）について、「元気なうちから手帳」を活用して、高齢者だけでなく幅広い世代への普及啓発に取り組むとともに、医療と介護の専門職への周知にも取り組みます。

エ 権利擁護の推進

高齢者虐待の防止、早期発見と対応、本人や養護者双方への支援ができるよう、相談窓口の周知や専門的知見を踏まえた適切な支援等を行います。

また、適切な成年後見制度の利用につながるよう、相談支援及び後見人等の担い手の育成・活動支援を担う中核機関を設置します。

更に、高齢者が地域で尊厳をもってその人らしい安心した生活を継続することができるよう、地域連携ネットワーク構築を推進します。

オ 介護サービス基盤の計画的な整備

高齢者が、介護が必要な状態になってもできる限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにする観点から、地域密着型サービスを中心に介護サービスの基盤整備を進めます。また、中長期的な人口動態を考慮し、将来的に、限りある地域の社会資源を効率的かつ効果的に活用していくため、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方を検討します。

カ 介護人材の確保及び介護現場の生産性の向上

長崎県及び関係機関と連携し、介護人材の確保に向けた取組みを継続していくとともに、介護現場におけるICT（情報通信技術）の活用による業務効率化及び文書削減による負担軽減を行い、生産性の向上を図ります。

キ サービスの質の確保・向上

事業所・施設の安全対策、事業者の情報開示、ケアプランのチェック、介護サービス事業者の指導・監査を行うとともに、研修等を開催することで、サービスの質の確保及び向上を図ります。

ク 災害・感染症に対する備え

介護事業所等に対し、各種計画策定等の支援を行い、平時から災害・感染症発生時に備えるとともに、災害・感染症発生時においても、介護事業所等がサービスを継続して提供できるよう、関係機関と連携した支援・応援体制を整備します。

(7) 第9期（令和6年度～令和8年度）における介護サービスの基盤整備

今期の介護保険事業計画では、高齢者のかたが、介護が必要な状態になってもできる限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにする観点から、地域密着型サービスを中心に基盤整備を行う予定です。

○ 整備方針

本計画期間においては、次のとおり事業所・施設の整備を行います。

ア （介護予防）小規模多機能型居宅介護（看護小規模多機能型居宅介護を含む）

通いを中心として、本人の様態や希望に応じて、訪問や泊まりを提供し、入浴・排せつ・食事等の介護、機能訓練等を行うサービスです。また、看護小規模多機能型居宅介護は、上記に訪問看護を組み合わせ提供するサービスです。

整備数 3事業所

登録定員29人以下の事業所を3事業所整備します。

イ （介護予防）認知症対応型共同生活介護

認知症の高齢者が共同で生活しながら、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練等を行うサービスです（要支援1の方は利用できません）。

整備数 3事業所及び増員分

1ユニット9人×2ユニットの事業所を3事業所整備します。

2ユニット以下で1ユニットの定員が9人に満たないユニットを持つ事業所は、当該ユニットについては9人までの増員を認めます。

ウ (介護予防) 特定施設入居者生活介護

介護保険の指定を受けた有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などが、入居している要介護者等に対して、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の支援を行うサービスです。

整備数 100人分

一般型で混合型を整備します。

既存の養護老人ホームが、一般型で混合型の特定施設入居者生活介護の指定を希望する場合は、これを認めます。

エ 地域密着型介護老人福祉施設

常時介護が必要で、自宅では介護を受けることが困難な方が、定員29人以下の介護老人福祉施設（特別養護老ホーム）に入所し、食事、入浴、排せつなど日常生活上の世話や機能訓練、健康管理を受けることができるサービスです。

原則、要介護3以上の方が入所できる施設になります。

整備数 87床分

1施設29床の施設を3施設整備します。

○ 介護療養型医療施設の廃止

介護療養型医療施設は、令和5年度末で廃止します。令和5年度まで同サービスを提供していた施設は、病床を廃止又は医療療養病床等に転換します。